議案第76号

財産の無償譲渡について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月11日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建物

| 所 在 | 伊賀市平田 700 番地 |
|--------|----------------------|
| 構造及び面積 | 伊賀市平田小規模集会施設 木造瓦葺平屋建 |
| | 58.04 平方メートル |

| 所 在 | 伊賀市平田 700 番地 |
|--------|--------------|
| 構造及び面積 | 倉庫・物置 木造瓦葺 |
| | 49.20 平方メートル |

2 相手方

伊賀市平田 3459 番地 5

平田東町町内会

代表者 橋本 敏明